

茨城県次世代育成プラン冊子等作成業務に係る説明書

この説明書は、茨城県次世代育成プラン冊子等作成業務に係る企画提案型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知のうえ、プロポーザルを提出してください

1 募集する企画提案に係る業務の概要

(1) 業務名

茨城県次世代育成プラン冊子等作成業務

(2) 事業目的

- ・ 茨城県次世代育成プランについて、県民の理解と次世代育成への主体的な参画を促すため、広く周知を図る必要がある。
- ・ そのため、多様な主体に周知できるように計画全体に示す冊子とともに概要版（広報用冊子）を作成し、各種イベント時の配布資料などに活用し、周知・PRする。

2 委託する業務の内容

別添「茨城県次世代育成プラン冊子等作成業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和2年6月30日まで

4 委託金額

1,710,500円（税込）を上限とする。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は団体であること。

- (1) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないものであること。
- (2) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同上第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号までに規定する者でないこと。

6 応募書類

- (1) 茨城県次世代育成プラン冊子等作成業務委託申請書（様式1）

- (2) 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式2）
- (3) 法人等の概要書（様式3）
- (4) 企画提案書（様式任意：サイズはA4版とし、以下の事項について記載すること）
 - ① 業務全体に対する基本的な考え方、取組方針
茨城県次世代育成プラン冊子及び概要版の作成に関して、一定の知見、レイアウトやイラスト等のイメージについて具体的に記載すること。
 - ② 業務工程表
分析、報告書作成までの業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成する。
 - ④ 業務の執行体制
本業務の実施体制について、氏名、所属部署、役職名等を記載すること。
 - ⑤ その他、業務趣旨に沿った特別な取組等
業務内容に関して独自の提案がある場合、その内容を具体的に記載すること。
 - ⑥ 見積書
 - ア 本業務に係る経費の積算内訳について、具体的に示すこと。
 - イ 消費税及び地方消費税の額が分かるよう記載すること。
- (5) 提出部数
上記（1）～（3）：1部
上記（4）①～⑥：7部
- (6) 留意事項
 - ① 企画提案書の作成及び提出に関する一切の費用は提案者の負担とします。
 - ② 提出された企画提案書等の書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
 - ③ 虚偽の記載をした企画提案書等は無効とします。
 - ④ 提出された企画提案書が採用された場合、その使用权等の一切の権利は茨城県に帰属するものとします。
 - ⑤ 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行いますが、採用決定後、企画内容・経費をそのまま委託するとは限りません。

7 応募の手続き及び選定方法等

- (1) 問い合わせ先及び応募書類の提出先
茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-3261
FAX 029-301-3264
E-Mail shoutai2@pref.ibaraki.lg.jp
- (2) 応募に関する質問
 - ① 質問受付期限
令和2年4月7日（火）午後5時まで
 - ② 質問様式（様式5）

以下の項目を明記してください。

- ・法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス
- ・質問の表題、内容

③ 送付方法

電子メールにより 7 (1) の問い合わせ先まで送付してください。

また、送付後、電話により届いていることを確認してください。

(3) 応募期限

令和2年4月8日(水)を応募期限とします。期限までの平日午前9時から午後5時までに持参、又は郵送(必着)により提出してください。

(4) スケジュール(予定)

募集開始	令和2年4月1日(水)
質問票提出期限	平成2年4月7日(火)午後5時
応募書類提出期限	令和2年4月8日(水)午後5時
審査結果通知	令和2年4月10日(金)
契約締結	令和2年4月中旬

(5) 選考について

① 審査方法

審査委員会を設置し、審査基準(別表)により、企画提案書の内容に関する審査を行います。審査委員会については別に定めるところによるものとします。

② 審査結果通知

審査結果は書面にて提案者全員に通知します。

8 委託候補者の選定後の手続き等

(1) 契約手続

県は、茨城県財務規則(平成5年3月31日茨城県規則第15号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号に該当する場合は納付を免除します。

(3) 委託料の支払い

- ① 委託料の支払いは、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。
- ② 本業務を実施するにあたり必要がある場合は、受託者の請求により契約金額の90パーセント以内の額を概算払いすることができます。

(4) 再委託の制限

受託者は、委託業務の全部を再委託することはできません。委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

(5) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円とします。
- (2) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(別紙)

審査基準表

審査項目	審査基準（着眼点）
全体の評価	<ul style="list-style-type: none">・総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、仕様書を踏まえ、目的を達成するための分析設計が提案されているか。・過去の実績も含め、事業の実施計画は実現性が高いか。
業務の執行体制	管理責任者及び担当者が十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。
業務全体のスケジュール	期間内に完了できるスケジュールとなっているか。
経費見積	企画内容と投入資源の総量に比較して、見積額は適正なものか。